

改 正 案

現 行

<p>2 特定会社の子会社が次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、</p> <p>（適用の特例） 第一条の二（略） 一（略） 二 当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）<u>、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）</u>第三条第二項に規定する期間をいう。）又は当連結会計年度に属する四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）<u>（第二条第三号に規定する期間をいう。）</u>のいずれかの期間のうち、その末日が連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、前号口及び八に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>2 特定会社の子会社が次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、</p> <p>（適用の特例） 第一条の二（略） 一（略） 二 当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）<u>（第三条第二項に規定する期間をいう。）</u>又は当連結会計年度に属する四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）<u>（第二条第三号に規定する期間をいう。）</u>のいずれかの期間のうち、その末日が連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、前号口及び八に掲げる要件を満たすこと。</p>
---	---

当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第七章の規定を適用することができる。

一（略）

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十四条の二 財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等（同条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第三十九条の三 削除

（一株当たり等基準損益金額に関する注記）

当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第七章の規定を適用することができる。

一（略）

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十四条の二 財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等（同条第一項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（手形割引高及び裏書譲渡高の注記）

第三十九条の三 財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手形について準用する。

（一株当たり当期純損益金額の注記）

<p>第六十五条の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)</p> <p>第六十五条の三 (略)</p> <p>(連結附属明細表の作成の省略)</p> <p>第九十二条の二 当連結会計年度末及び前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、前条第一項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第六十五条の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)</p> <p>第六十五条の三 (略)</p> <p>(連結附属明細表の作成の省略)</p> <p>第九十二条の二 当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、前条第一項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	--